

南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場の指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

柏市（以下「本市」という。）では、南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場（以下「指定駐輪場」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年柏市条例第103号。以下「指定手続条例」という。）第2条の規定により、以下のとおり指定駐輪場の管理運営を行う指定管理者を募集する。

本市は、指定管理者の主体的な創意工夫により、指定駐輪場の利用者、その他自転車等（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。以下同じ。）を利用する者の幅広いニーズに対応したサービスの提供（最新駐輪機器類の設置等）と行政コストの縮減が図られることを期待する。

2 施設及び業務の概要等

業務の範囲・内容の詳細については、「南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場の指定管理者募集時業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

(1) 施設の概要

仕様書参照のこと。

(2) 業務の範囲及び内容

- ア 指定駐輪場の利用の許可等
- イ 利用料金の収受等に係る業務
- ウ 指定駐輪場の施設、設備、物品等の維持管理に係る業務
- エ 指定駐輪場内の清掃その他の環境整備
- オ その他市長が必要と認める業務

3 指定期間

- (1) 指定期間は、令和9年3月1日から令和16年3月31日まで（31日間＋7年間）とする。指定期間の詳細については仕様書を確認すること。
- (2) 指定期間は、柏市議会令和8年第4回定例会での議決を経て正式に確定する。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合がある。

4 指定管理料

(1) 指定管理料について

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用し、施設

の管理運営に関する全ての経費は、利用者からの利用料金及びその他の収入をもって充てるものとし、本市は指定管理料を支払わない。

(2) 固定納付金及び果実還元について

指定管理者は、各事業年度に固定納付金を本市に納付するものとする。固定納付金の額は、収支計画を基に指定管理者が提案するものとする。

なお、現在の指定管理期間の固定納付金額は以下のとおりである。

年度	固定納付金額	年度	固定納付金額
令和2年度	7,000 千円	令和6年度	7,000 千円
令和3年度	7,000 千円	令和7年度	7,000 千円
令和4年度	7,000 千円	令和8年度（予定）	7,000 千円
令和5年度	7,000 千円		
合計	49,000 千円		

また、一定の割合の利益（利用料金等の総収入額が総支出額を上回る額）が発生した場合における、本市へ還元する金銭（果実還元）についても提案するものとする。

なお、施設の管理運営に際して収入額が支出額を下回ったとしても、本市はその損失を補填しない。

(3) 利用料金制に関する事項

ア 指定駐輪場の利用料金は、指定管理者の収入とする。

イ 利用料金の金額は、柏市駐輪場等条例別表第3に定める金額を上限として、市長の承認を得て定める。

(4) 事業所税等

事業所税及び消費税が課税される。また、固定納付金は課税仕入れの対象となる。

5 応募資格

本市の指定駐輪場について、指定管理者の応募申請を行えるものは、法人その他の団体（以下「応募団体」という。）又は複数の団体で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

応募団体、共同企業体を構成する全ての団体（以下「構成団体」という。）及び共同企業体（以下、これらを総称して「応募団体等」という。）と、応募団体等の代表者及び役員等は、応募受付開始日から基本協定の締結日までにおいて次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。

なお、次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことがある。

- (1) 応募団体又は構成団体が法人格を有しない場合は、3人以上の構成員を有し、団体の規約及び事業計画を有していること。
- (2) 指定駐輪場の管理業務が応募団体等の業務に該当していること（定款の写し、団体の規約又は登記事項証明書などにより確認できること）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市の一般競争入札又は

指名競争入札への参加を制限されていないこと。

- (4) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（応募団体及び構成団体が法人格を有しない場合は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと）。
- (5) 市長、副市長、若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人又は清算人となっている法人（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）ではないこと。
- (6) 本市から入札等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された場合、当該認定された日から2年を経過していること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (11) 代表者、役員、若しくはその使用人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と、これに準じる者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にないないこと。
- (13) 応募団体等又は応募団体等の代表者若しくは役員等が、暴力団若しくは暴力団員に協力していないこと、又は暴力団若しくは暴力団員を利用していないこと。
- (14) 上述(10)から(13)までにに関する応募資格を確認するために行う警察への情報提供について同意していること。
- (15) 共同企業体として応募する場合は、代表団体、代表者又は構成団体の名称とは別の共同企業体としての名称が定められていること。
- (16) 本店若しくは支店（共同企業体の場合にあつては、代表法人の住所（所在地））が千葉県内若しくは関東近県にあるか、又は主たる事業区域が千葉県内であること。
- (17) 応募団体が共同企業体の構成団体ではないこと、構成団体が2以上の共同企業体の構成団体ではないこと（本市が認めた場合を除く）。

6 要求水準

- (1) 市民の平等な利用が図られること。
- (2) 施設の設置目的（指定駐輪場は、駅周辺等の自転車等の放置を防止するとともに自

転車等の利用者の利便を図ること。）、柏市自転車活用推進計画及び自転車活用推進法の基本理念を理解し、運営に反映すること。

- (3) 適切な利用料金を設定すること。
- (4) 施設の立地条件、効用を最大限に発揮させるための施設整備を行い、住民サービスの向上を図ること。
- (5) 施設の使用許可を通じて駐輪場をより多くの利用者へ提供するとともに、利用者からの意見を基に指定駐輪場環境の整備改善を行い、ITの活用や機械化等によりサービス向上及び駐輪場管理の効率化や事務改善に資すること。
- (6) 自主事業に対する具体的な提案や実現性があること。
- (7) 本市と緊密な連携を図りながら管理運営を行うこと。
- (8) 事業計画書の内容に即した指定駐輪場の管理を、安心、安全、安定して実施する能力を有していること。
- (9) 駐輪場の管理運営に精通していること。
- (10) 業務履行を含む各種保険に加入していること。
- (11) 施設の管理運営に必要な職員体制が構築されていること。
- (12) 職員等に対する最低賃金が保障されていること。
- (13) 再委託先を含む組織体制が整備されていること。
- (14) 経営状態が著しく不健全ではないこと。
- (15) 果実還元（金銭に限る。）について示されていること。
- (16) 固定納付金を各事業年度に設定し、それに応じた額を納めること。
- (17) 個人情報の保護が徹底していること。
- (18) 市内雇用への配慮がなされていること。
- (19) 高齢者雇用への配慮がなされていること。
- (20) 障害者雇用への配慮がなされていること。
- (21) 職員等に対する最低賃金が保障されていること。
- (22) 労働基準法を初めとする法令を遵守していること。
- (23) 男女共同参画社会の推進への配慮がなされていること。
- (24) 市内産業の振興への配慮がなされていること。
- (25) 環境への配慮がなされていること。
- (26) 法令遵守（コンプライアンス）の意識及び体制が整備されていること。
- (27) その他本市の施策等について、本市と同様に実施する意識があること。

7 応募スケジュール

- | | | | | | |
|-----|------|----|------|-------|----------------|
| (1) | 令和8年 | 7月 | 1日～ | 8月28日 | 募集要項の配布 |
| (2) | 令和8年 | 7月 | 1日～ | 7日 | 個別説明会の受付 |
| (3) | 令和8年 | 7月 | 15日～ | 16日 | 個別説明会 |
| (4) | 令和8年 | 7月 | 17日～ | 23日 | 質問の受付期間 |
| (5) | 令和8年 | 7月 | 31日 | | 質問の回答（ホームページ上） |
| (6) | 令和8年 | 8月 | 3日～ | 8月28日 | 応募申請受付期間 |

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (7) 令和 8 年 1 0 月上旬～1 0 月下旬 | 候補者の選定（書類審査及び面接審査） |
| (8) 令和 8 年 1 1 月上旬 | 選定結果の通知 |
| (9) 令和 8 年 1 2 月 | 市議会の議決（指定管理者の指定） |
| (10) 令和 9 年 1 月 | 基本協定の締結 |
| (11) 令和 9 年 1 月上旬～2 月下旬 | 管理準備期間（引継ぎ） |
| (12) 令和 9 年 3 月 1 日 | 指定管理開始 |

8 募集要項の配布

- (1) 配布日時
令和 8 年 7 月 1 日（水）午前 9 時から令和 8 年 8 月 2 8 日（金）午後 5 時まで
ただし、配布期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。
- (2) 配布場所
柏市役所土木部自転車対策室及び本市のホームページ
https://www.city.kashiwa.lg.jp/jitenshataisaku/living_environment/jitensha/jikishiteikanris_hilya2026.html

9 個別説明会

- (1) 開催日時
令和 8 年 7 月 1 5 日（水）、令和 8 年 7 月 1 6 日（木）
時間帯は本市から指定する。
- (2) 開催場所
個別説明会場所等の詳細については、後日、本市が指定し連絡する。
- (3) 参加できるもの
応募資格を有し、かつ応募申請を予定するものに限る。
- (4) 参加申込み方法
参加を希望する団体は、令和 8 年 7 月 7 日（火）午後 5 時まで（時間厳守・必着）に、個別説明会参加申込書（様式第 1 4 号）に必要事項を記入の上、持参又は電子メールにより自転車対策室に送付すること。
なお、電子メールで申込みをする場合は、電話により必ず自転車対策室に申し込んだ事実を連絡すること。
また、連絡先については「1 9 書類の提出及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (5) 現場確認について
現場説明会は開催しないが、令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 8 月 2 8 日までの期間は現場確認を行うことができる。現場確認を希望の団体は、事前に本市へ連絡し、日程及び注意事項についての説明を受けること。

1 0 質問事項の取扱い

- (1) 受付期間

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）午前 9 時から令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午後 5 時まで（時間厳守・必着）

持参の場合、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

なお、受付期間外の質問は一切受け付けない。また、現場係員へは質問しないこと。

(2) 質問できるもの

応募資格を有し、かつ応募申請を予定するものに限る。

(3) 質問方法

令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午後 5 時まで（時間厳守・必着）に、質問内容を質問書（様式第 1 2 号）に記入の上、持参もしくは電子メールにて自転車対策室に送付すること。

なお、電子メールで質問をする場合は、電話により必ず自転車対策室に質問を送信した事実を連絡すること。

また、連絡先については「1 9 書類の提出及び問い合わせ先」を参照のこと。

(4) 回答

令和 8 年 7 月 3 1 日（金）午後 1 時までに、本市のホームページに掲載する。

https://www.city.kashiwa.lg.jp/jitenshataisaku/living_environment/jitensha/jikishiteikanrishilya2026.html

1 1 応募の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 2 8 日（金）まで

ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

なお、提出期間中の提出時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（時間厳守）とする。

(2) 受付場所

柏市役所土木部自転車対策室

(3) 受付方法

指定手続条例第 3 条の規定に基づき、「1 2 応募書類」に掲げる書類を添えて、直接持参により自転車対策室に提出すること。

F A X、郵送、電子メールによる受付は行わない。

なお、代理提出の場合は必ず委任状を持参すること。

提出時に書類確認等を行うため、あらかじめ提出日時を連絡するとともに、当日は提出内容について応答できる者が提出すること。

1 2 応募書類

応募書類は以下のとおりとし、正本 1 部と副本（写し可） 1 5 部及び電子データ（CD-ROM 等） 1 部を提出すること。

(1) 指定申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書（様式第 2 号）

(3) (2) 事業計画書に基づく具体的な提案書（様式自由）

各種パンフレットなど、別途提案内容を説明する資料があれば任意に提出すること。

(4) 収支計画書（様式第3号）

令和9年3月1日から令和16年3月31日までの収支計画を事業年度ごとに作成すること。

(5) 管理運営費提案書（様式自由）

管理運営費について提案内容を説明する資料があれば任意に提出すること。

(6) 定款の写し及び登記事項証明書

応募申請日前3か月以内のものとする。

なお、法人以外の団体などにあっては規約及び役員名簿等を提出すること。

(7) 団体の経営状況を説明する書類

正本1部及び副本3部を提出すること。

申請の日の属する事業年度の前事業年度分と、遡ること過去2年度間分の計3年度分について、次に掲げる資料（又はそれに相当する資料）を提出すること。

なお、応募団体等又はそれらの支配会社等が連結決算を行っている場合は、連結財務諸表等についても提出すること。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書、売上原価の内訳明細（製造原価報告書を含む。）

ウ 株主資本変動計算書

エ 法人税申告書一式（別表一（一）、別表四（一）、別表五（一）（二））

別表関係の資料は必ず提出すること。勘定科目内訳書については、申請の日の属する事業年度の前事業年度分のみ提出すること（3年度分の提出は不要）。

オ キャッシュフロー計算書（作成している場合）

カ 営業報告書（作成している場合）

キ その他団体の財務状況を明らかにする書類

(8) 納税証明書等

本店又は支店等の所在地及び本市において、地方税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを示す証明書（法人以外の団体は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことを示す証明書）。

ただし、納税に係る申告が必要ない場合や、本店又は支店等の所在地及び本市において地方税、法人税、消費税及び地方消費税の課税がない場合については、証明書等の添付は不要とするが、証明書等に代えて、(12) 指定管理者の指定に係る誓約書により、それらの事実について誓約すること。

(9) 事業計画概要書（様式第7号）

(2) 事業計画書の概要を記載して、正本1部のみを提出すること。

この資料は、情報公開請求等に際し団体の意向にかかわらずそのまま公開することがあるため、それを前提として作成すること。

(10) 収支計画概要書（様式第8号）

(4) 収支計画書の概要を記載して、正本1部のみ提出すること。

この資料は、情報公開請求等に際し団体の意向にかかわらずそのまま公開することがあるため、それを前提として作成すること。

- (11) 共同企業体協定書兼委任状（様式第 9 号）
共同企業体で申請する場合は提出すること。
- (12) 指定管理者の指定に係る誓約書（様式第 10 号）
- (13) 役員等名簿及び警察への照会承諾書（様式第 11 号）
暴力団の参入を排除するため、役員等の氏名及び生年月日などの個人情報を記載した名簿と、それら個人情報の警察への提供に係る承諾書とを提出すること。
- (14) 利用料金提案書（様式自由）
利用料金について提案内容を説明する資料があれば任意に提出すること。
- (15) 果実還元提案書（様式自由）
一定の割合の利益（利用料金と本市が支払う指定管理料等の総収入額が総支出額を上回る額）が発生した場合における、本市への果実（預金利子も含む）還元についての提案書を提出すること。
- (16) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類の写し
- (17) 団体の活動実績（類似施設の管理運営実績を含む。）を記載した書類
- (18) その他、市長が必要と認めた書類
市長が必要と認めた場合は、適宜書類の提出を求めることがある。

13 注意事項

- (1) 情報の公開
団体が作成した書類等の著作権は団体に帰属するが、指定管理者候補者（市議会の議決を経ておらず、後述する選定の手続を経て指定管理者の候補者に選定された団体等をいう。この募集要項において「候補者」という。）の選定や市議会への提供等、市長が必要と認める場合は、それらの内容が無償で利用し、又は公開することがある。
また、応募団体の名称や所在地、選定時における得点等についても公開する場合がある。
- (2) 応募書類の複写
指定申請書等の必要書類は、指定管理者候補者選定委員会における検討資料などとして、必要に応じ複写する場合がある。
- (3) 提出書類の再提出等
提出期限後の提出書類の再提出、差し替え及び追加提出は原則として認めない。
ただし、市長が必要と判断した場合はこの限りではない。
- (4) 提出書類の返却
提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (5) 言語、通貨及び単位等
申請に当たり用いる言語、通貨及び単位等は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (6) 提出書類の様式等
日本工業規格 A 列 4 判の大きさの用紙に横書きするものとする。
ただし、証明書など、市長が認めた場合はこの限りではない。

(7) ファイルへの編纂

提出書類は、ファイルに綴り提出するものとする。

なお、当該ファイルの編綴に当たっては、指定申請書を筆頭に「12 応募書類」の項目順に編纂した上で、各項目にインデックスを添付し、見やすいようにすること。

(8) 経営状況の確認

市長が必要と認める場合は、経営状況に関する追加資料の提供又は質問への回答を求めることがある。

また、面接審査に際して、経理担当者の出席を求めることがある。

(9) 提出に要する費用

申請に際し生じる一切の経費は、全て応募団体等の負担とする。

候補者が指定期間以前に準備等で要した費用がある場合も、その費用は全て候補者の負担とする。

(10) 本市が提供する資料の取扱い

この募集に当たって本市が応募団体等に提供する資料は、指定申請に係る検討以外の目的で利用することを禁じる。

また、目的が申請に係る検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に利用させたり、内容を提示したりすることを禁じる。

(11) 応募後の辞退

応募申請の受付後に指定申請を辞退する場合には、書面（辞退届、様式第13号）により速やかに届け出るものとする。

(12) その他

市長が必要と認める場合は追加資料の提出や聞き取り調査への協力を求める場合がある

14 選定基準

指定手続条例第4条の規定に基づく選定基準は、次のとおりとする。

選定基準		審査項目	審査内容（判断基準）	配点
基本項目	[1] 市民の平等な利用の確保（条例第4条第1号）	1-1 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	①公の施設としての市民の平等な利用を前提とした運営方針となっているか。 ②全ての利用者に対して公正中立な対応が可能な運営計画となっているか。	5
	[2] 施設の効用（条例第4条第2号）	2-1 施設の設置目的及び本市が示した管理方針等との整合性	①施設の設置目的を理解し運営方針に反映しているか。 ②柏市自転車活用推進計画に合致した運営方針になっているか。	5
		2-2 施設の効用を最大限に発揮できる可能性	①施設の設置目的に照らして成果を得られる運営計画となっているか。 ②本市及び施設の特性を理解し、それを反映した運営計画となっているか。	5

選定基準	審査項目	審査内容（判断基準）	配点
[3] サービスの向上（条例第4条第3号） [4] 管理を安定して行う能力（条例第4条第4号） 運営能力	3-1 サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①適切な利用料金を設定し，利用者の利便性を確保しているか。 ②ITの活用や機械化等により駐輪場管理の効率化が図られているか。 ③利用者のニーズを的確に把握し，管理運営に反映させる方策は適切か。 ④稼働率を向上させ得る利用促進計画となっているか。 ⑤提供するサービス内容を向上するための取組内容は適切か。 ⑥自主事業に対する具体的な提案や実現性はあるか。 ⑦利用者とのトラブルの未然防止と対処方法について提案があるか。	20
	4-1 施設の維持管理，安全管理及び危機管理の内容，的確性及び実現の可能性	①施設の維持管理や安全管理の提案が要求水準を満たしているか。 ②防災，防犯，緊急時の対策が適切に図られているか。 ③施設の設備や機能を活用した管理となっているか。 ④実績からして本件施設を良好に管理運営できる可能性はあるか。 ⑤自主モニタリングを行う計画はあるか。 ⑥継続的な改善を行う計画はあるか。	5
	4-2 安定的な運営が可能となる人的能力	①職員体制は十分か。 ②職員採用，確保の方策は適切か。 ③施設の管理運営に必要な資格等を有している職員は確保されているか。 ④職員の指導育成，研修体制は十分か。 ⑤職員の勤務形態及び勤務条件は適正か。	10
	4-3 安定的な運営が可能となる運営体制	①組織体制，連絡網，団体によるサポート体制が整備されているか。 ②地域，関係機関，ボランティア等との連携が図れる提案となっているか。 ③再委託先の運営に関しても責任を果たす提案となっているか。	5

選定基準		審査項目	審査内容（判断基準）	配点
		4-4 安定的な運営が可能となる財政基盤	①団体の財務状況は健全（安全）か。 ②団体自体に、運営を継続できる財務能力（収益）が期待できるか。	10
管理費用	[5] 効率的な管理（条例第4条第2号）	5-1 収支計画の内容、的確性及び実現可能性	①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ②収支計画の実現可能性はあるか。 ③利用料金についての考えは適切か。 ④想定収入を上回った場合に本市へ還元する金銭（果実還元）の考え方は適切か。	10
		5-2 固定納付金額	①本市へ納める固定納付金の額が適切か。	10
その他	[6] その他（条例第4条第5号）	6-1 本市の方針等への理解と協力	①個人情報保護及び公開の取組は適切か。 ②市民の雇用確保が図られているか。 ③高齢者や障害者の雇用に配慮しているか。 ④女性の登用に配慮しているか。 ⑤市内産業の振興への配慮がなされているか。 ⑥本市の環境施策実現への配慮がなされているか。 ⑦コンプライアンス（法令遵守）の考え方や制度等が示されているか。 ⑧施設の周辺住民に対する対応が具体的に示されているか。	15

15 選定方法等

上述の選定基準に基づき、指定管理者候補者選定委員会において指定駐輪場の指定管理者として適当と認められる団体を優先交渉権者として選定する。

選定方法はプロポーザル方式を予定している。

※ プロポーザル方式とは、あらかじめ事業内容等について提案をいただき、その内容を募集要項等であらかじめ示した評価基準等に基づいて審査を行い、最も優れている提案を行ったものを選定する方式をいう。

(1) 資格審査

市議会の議決を経て指定される以前に応募団体等が次に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、当該応募団体等は応募資格を失うものとする（応募団体等が選定されていた場合は選定を取り消すことがある）。

ア 応募資格の全てを満たさない場合

イ 応募書類の提出方法、提出先又は提出期限などが守られなかった場合

ウ 応募書類に記載すべき事項の全部又は必須の記載項目などが記載されていない場合

- エ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- オ 応募書類に虚偽又は不正な内容が記載されている場合
- カ 業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- キ 応募団体等及びその関係者が選定における公正な手続きを妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不当の利益を得ようとした場合
- ク その他、市長が選定を行うに当たって不適当と認めた場合

(2) 書類審査

令和8年10月上旬実施（予定）

指定管理者候補者選定委員会において、応募内容に関する書類審査を行う。

応募団体が多数の場合などにおいては、書類審査終了後に行う1次評価により、面接審査の対象となる応募団体等（以下「面接団体」という。）を限定する。

ただし、応募団体等の数が少ない場合などにおいては1次評価を実施しないことがある。

(3) 面接審査

令和8年10月下旬実施（予定）

指定管理者候補者選定委員会において、面接団体に対して応募内容に関する面接審査を行う。

面接団体は、その代表者又は代理の方3名までが出席できる。事業計画書等の説明（プレゼンテーション）及び選定委員からの質疑に対する回答などを行う。

また、説明に当たりプロジェクター等を使用する場合は事前に連絡すること。プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意するが、その他必要な機材は面接団体において用意すること。

審査に要する一切の経費は、全て面接団体の負担とする。

面接審査終了後に行う総合評価により、指定管理者の候補者（第1優先交渉権者）を選定する。

なお、評価の結果、候補者を選定しない場合や、第2優先交渉権を与える面接団体等（以下「第2優先交渉権者」という。）を選定する場合がある。

ただし、第2優先交渉権者の権利は、第1優先交渉権者との基本協定締結をもって消滅するものとする。

(4) 選定結果の通知

令和8年11月上旬（予定）

選定結果は、審査を受けた全ての団体に書面にて通知する。

(5) 選定結果の公表

選定結果は、市ホームページ等で公表する。

(6) 選定後の協議

候補者の選定後、市長は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について候補者と協議を行うものとする。

なお、候補者との協議が整わない場合は、第2優先交渉権者と協議を行うことがある。

16 指定管理者の決定

候補者は、柏市議会令和8年第4回定例会の議決を経て、指定管理者として決定（指定）される。

ただし、指定前に、候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が発生したときは、候補者の選定を取り消すことがある。

なお、候補者は、当該議決（指定管理者の指定）を得られないことにより生じる一切の損害賠償請求等を行わないものとする。

17 協定の締結

市議会の議決を経て候補者が指定管理者に指定された後、前述15(6)の協議の結果を踏まえ、市長は、指定管理者と管理の細目事項等について基本協定を締結するものとする。

なお、本市が必要と認める場合は、市議会の議決以前に本市と候補者は仮基本協定を締結することができるものとする。

18 指定の取消し等

施設の適正管理を期するため、指定管理者が本市が行う指示等に従わないとき、その他本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、本市は指定管理者の指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがある。また、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者はそれにより生じた一切の損害について賠償請求等を行うことができないものとする。

19 書類の提出及び問い合わせ先

柏市土木部自転車対策室 自転車対策担当（柏市役所分庁舎1－1階）

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1304（直通）

電子メール info-jtns@city.kashiwa.chiba.jp